

2015年5月19日
日本郵便株式会社
北海道支社

弊社 稚内郵便局期間雇用社員の郵便法違反による逮捕

弊社稚内郵便局（北海道稚内市、局長 毛利 昌二）の期間雇用社員が、2015年5月19日（火）、郵便法違反容疑により、稚内警察署に逮捕されました。

ご利用のお客さまに多大なご迷惑をお掛けし、誠に申し訳ございません。また、弊社に対する信頼を損なうこととなり、深くお詫び申し上げます。

今後このような事件が発生しないよう、管内全社員に対する指導を徹底してまいります。

1 発 生 局 局 名 稚内郵便局
所在地 稚内市中央2丁目15-12

2 関 係 者 氏 名 佐野 育夫（58歳）
所 属 郵便部（利尻おしどまり郵便局駐在） 期間雇用社員

3 犯行年月日 2009年6月頃から2015年3月頃までの間

4 通 数 等 郵便物等約50通

5 そ の 他 郵便物等につきましては、差出人様・受取人様にお詫びの上、対応させていただきます。
当該社員の処分については、事実関係を調査した上で厳正に対処します。

以 上

【報道関係の方のお問い合わせ先】
日本郵便株式会社 北海道支社
経営管理部（広報担当 山森・宮崎）
電話：（直 通）011-214-4005
(F A X) 011-214-4404